

令和8年度 松山市立さくら小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月27日 改訂

【学校のいじめに対する基本認識】

「さくら小学校では、いじめは心身に深刻な影響を与える行為であり絶対に許されない。」
「さくら小学校では、つらい思いをした人、いじめを受けたひとは徹底的に守られる。」
「さくら小学校では、どの先生に相談してもよい。」

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与える。加えてその生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、さくら小学校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、及びその他いじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。さらに、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

校長 教頭 教務主幹 生徒指導主事
学年主任 養護教諭
特別支援教育コーディネーター

【家庭地域等】

PTA
児童健全育成委員会 等

【外部専門家】

教育支援センター
スクールカウンセラー
弁護士
松山東警察署
松山西警察署 等

【関係機関】

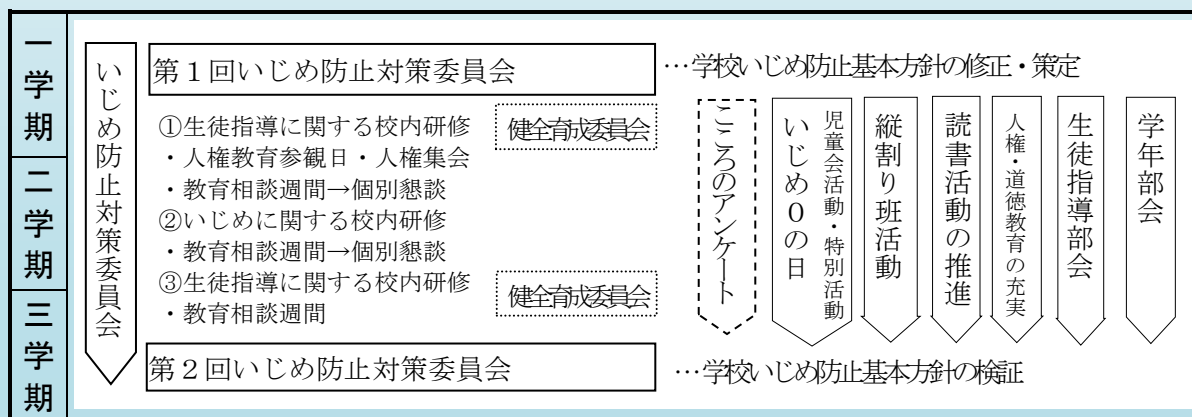
松山市教育委員会
福祉総合支援センター
こども相談課
医療機関 等

＜健全育成委員会のメンバーで構成＞

【いじめ防止】

- ① 校長のリーダーシップのもと、いじめの重大性を認識し、特定の教職員が抱え込むことなく全教職員が協力できる指導体制を確立する。
- ② 外部講師や「松山市いじめ対応アクションプラン【改訂版】」を活用した校内研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点等について共通理解を図るとともに、中核市研修（生徒指導）、松山市小中学生指導連絡協議会への参加等を通して対応力や指導力の向上を図る。
- ③ 人権教育の充実を図り、互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導に努める。各教科等の年間指導計画に、必要に応じていじめ防止の視点を盛り込む。
- ④ 道徳実践力を培う道徳教育の充実、豊かな心を育む読書活動の推進を図る。
- ⑤ 互いを認め合い心の絆を感じることができる学級経営や仲間づくりを充実する。
- ⑥ 学級全体で一体となって取り組める活動や、オープンスペースを生かした学年での活動、日常清掃や集会、運動会、縦割り交流遊び等縦割り活動の充実を図り、相手を思いやる心、他者と関わる力を培う。
- ⑦ 児童会活動においていじめに関わる問題を取り上げるなど、「いじめ0の日」を中心に児童が自主的に取り組む活動を計画する。「子どもから広がるいじめ0ミーティング」に積極的に参加し、他校との交流を図り、児童自らがいじめ問題に積極的に取り組む姿勢を養う。
- ⑧ 家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会（いじめ防止対策委員会）を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- ⑨ 健全育成委員会等の場を活用し、年度初めにいじめ問題に対する学校の基本方針を明らかにし、保護者や地域の理解を得て、協力体制を強化するとともに、年度末に基本方針の見直しを行う。

【いじめ防止対策年間計画】



【早期発見】

- ① 児童の些細な兆候や懸念、変化に気付いた場合、いつでも情報を共有・蓄積できる仕組みを工夫する。（学年会、生徒指導部会、職員会議の有効活用。）
- ② 毎月いじめに関するアンケート（こころのアンケート）を実施するとともに、個別教育相談等、きめ細かな実態把握に努める。
- ③ 教育相談週間を設け、児童の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を整備する。また、その充実を図るため専門家の活用を図る。
- ④ 「いじめ実態把握専用メール」の運用
周囲の目を気にして教師に直接相談を持ちかけられない児童やいじめを発見した第三者からの情報などを通して、いじめに関する情報を積極的に幅広く把握し、早期発見・早期解決を図る。
- ⑤ 相談機関等の周知
学校以外の相談窓口（「松山市こども相談課」等）について、周知する。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

- ① いじめへの初期対応（発見・相談を受けた場合）
いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
いじめにつながる小さなトラブルについても、早期対応、早期解消に努め、いじめの未然防止を図る。
- ② 組織的に対応
教職員は一人で抱え込まず、管理職や「いじめ防止対策委員会」に報告し、情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- ③ いじめられた児童又はその保護者への支援
いじめられている児童から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、正確な情報を適切なタイミングで保護者に伝え、今後の対応について情報を共有する。
- ④ いじめた児童への指導又はその保護者への助言
いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて教育委員会と連携の上、保護者の理解を得た上で特別の指導計画（出席停止を含む）を立て、警察等との連携を含め毅然とした対応を行う。
- ⑤ 継続的な見守りによるいじめの再発防止及び集団への働きかけ
いじめの行為が止んだ後も、学級担任を中心に関係児童の人間関係を継続的（3 か月以上）に見守り、再発防止に努める。「観衆」「傍観者」に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。集団に対して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ⑥ いじめの実態調査
アンケート調査（「こころのアンケート」）等を実施し、その結果から聞き取り調査の絞り込みを行う。
- ⑦ ネット上のいじめへの対応
教職員研修、保護者への啓発、児童への指導の機会を適切に設けることがいじめの未然防止につながる。ネット上の不適切な書き込み等については、所轄警察署に連絡をするとともに、可能な限り削除する措置をとる。
- ⑧ 警察との連携
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがある時は直ちに所轄警察署に相談し援助を求め、適切に対処する。
- ⑨ 重大事態への対処
いじめの重大事態であると判断した場合、上記①～⑧の対応をするとともに教育委員会に報告の上、学校のもとに組織を設け、調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○子供の立場に立って真剣に話を聞き、寂しさやストレスをキャッチしましょう。 ○子供の様子がいつもと違うと感じたら迷わず学校に相談し、協力して取り組みましょう。 ○けがや金品などの被害にあったら、学校や警察等の諸機関に相談しましょう。 ○我が子が「いじめる側」「いじめを容認する立場」にならないよう話をして聞かせましょう。
地域に求めること	○地域の子供たちを温かく見守り、子供たちに声を掛けましょう。 ○いじめやしてはいけない行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡しましょう。 ○子供たちは「地域の宝」です。地域の子供たちにとっての安らぎの場としましょう。